

2022年9月1日

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
株式会社ラストワンマイル
代表取締役 清水 望

吸收合併に係る事後開示書面

当社は、2022年9月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートをそれぞれ吸收合併消滅会社とする吸收合併(以下、「本吸收合併」といいます。)を行いました。よって、ここに、本吸收合併に関して、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 効力発生日

2022年9月1日

2. 株式会社まるっとチェンジにおける事項

(1)本吸收合併をやめることの請求に係る手続の経過

株式会社まるっとチェンジが当社の完全子会社であったことから、本吸收合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2)反対株主買取請求の手続の経過

株式会社まるっとチェンジが当社の完全子会社であったことから、株主買取請求の手続は行っておりません。

(3)新株予約権買取請求の手続の経過

株式会社まるっとチェンジは新株予約権を発行していないため新株予約権買取請求の手続は行っておりません。

(4)債権者異議手続の経過

会社法第789条789条第2項の規定に基づき、2022年7月22日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸收合併に対する異議申述の広告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 株式会社ITサポートにおける事項

(1)本吸收合併をやめることの請求に係る手続の経過

株式会社 IT サポートが当社の完全子会社であったことから、本吸收合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主買取請求の手続の経過

株式会社 IT サポートが当社の完全子会社であったことから、株主買取請求の手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

株式会社 IT サポートは新株予約権を発行していないため新株予約権買取請求の手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続の経過

会社法第 789 条 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 7 月 22 日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸收合併に対する異議申述の広告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 当社における事項

(1) 本吸收合併をやめることの請求に係る手続の経過

本吸收合併は、会社法第 789 条 2 項に基づく簡易合併であるため、当社は、本吸收合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主買取請求の手続の経過

本吸收合併は、会社法第 789 条 2 項に基づく簡易合併であるため、当社は、株主買取請求の手続は行っておりません。

(3) 債権者異議手続の経過

会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 7 月 22 日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対し、本吸收合併に対する異議申述の広告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

5. 当社が株式会社まるっとチェンジおよび株式会社 IT サポートから継承した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社まるっとチェンジおよび株式会社 IT サポートの資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

6. 株式会社まるっとチェンジの事前開示書面

別添 1 のとおりです。

7. 株式会社 IT サポートの事前開示書面

別添 2 のとおりです。

8. 本吸收合併による変更登記をした日

効力発生日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

9. 前号に掲げるもののほか、本吸收合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

2022年7月22日

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
株式会社まるっとチェンジ
代表取締役 柳田 拓也

吸收合併に係る事前開示書面

当社は、2022年9月1日を効力発生日として、株式会社ラストワンマイルを吸收合併存続会社、当社を吸收合併消滅会社とする吸收合併(以下、「本吸收合併」といいます。)を行うことになりました。よって、ここに、本吸收合併に関して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1の吸收合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

当社が株式会社ラストワンマイルの完全子会社であることから、本吸收合併に際して合併対価の交付はありません。

3. 本吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

(1) 株式会社ラストワンマイル

株式会社ラストワンマイルは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。なお、株式会社ラストワンマイルにおいて、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等ではなく、また、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 当社

当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 本吸收合併の効力発生日以降における株式会社ラストワンマイルの債務の履行の見込みに関する事項

本吸收合併後の株式会社ラストワンマイルの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸收合併後の株式会社ラストワンマイルの収益状況およびキャッシュフローの状況について、株式会社ラストワンマイルの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸收合併後における株式会社ラストワンマイルの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸收合併契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という）と 株式会社まるっとチェンジ（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸收合併契約を締結する。

第1条. （吸收合併）

甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という）を行う。

第2条. （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸收合併存続会社（甲）

商号：株式会社ラストワンマイル

住所：東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号 アウルタワー3 階

（2）吸收合併消滅会社（乙）

商号：株式会社まるっとチェンジ

住所：東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号

第3条. （効力発生日）

本合併の効力発生日は 2022 年 9 月 1 日とする。但し、合併手続の進行状況その他の事由により変更の必要があるときは、会社法 790 条に従い、甲乙協議の上で効力発生日を変更できるものとする。

第4条. （簡易合併・略式合併）

- 甲は、会社法 796 条 2 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
- 乙は、会社法 784 条 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第5条. （合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有していることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第6条. （甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併に際して、甲の資本金、資本準備金及び利益剰余金は増加しない。

第7条. （契約解除）

本契約締結日後から第 2 条の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営の状態に重大な影響が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上で本契約を解除できるものとする。

第8条. （合意管轄）

甲及び乙は、本契約に基づいて、又は関連して紛争が発生した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第9条. （紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として本書を書面又は電磁的に作成し、甲、乙にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施したうえで、双方保有するものとする。

2022 年 7 月 15 日

甲

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号

アウルタワー3 階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役 清水 望



乙

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号

株式会社まるっとチェンジ
代表取締役 柳田 拓也



2022年7月22日

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
株式会社ITサポート
代表取締役 工藤 健二

吸收合併に係る事前開示書面

当社は、2022年9月1日を効力発生日として、株式会社ラストワンマイルを吸收合併存続会社、当社を吸收合併消滅会社とする吸收合併(以下、「本吸收合併」といいます。)を行うことになりました。よって、ここに、本吸收合併に関して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1の吸收合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

当社が株式会社ラストワンマイルの完全子会社であることから、本吸收合併に際して合併対価の交付はありません。

3. 本吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

(1) 株式会社ラストワンマイル

株式会社ラストワンマイルは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。なお、株式会社ラストワンマイルにおいて、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等ではなく、また、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 当社

当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 本吸收合併の効力発生日以降における株式会社ラストワンマイルの債務の履行の見込みに関する事項

本吸收合併後の株式会社ラストワンマイルの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸收合併後の株式会社ラストワンマイルの収益状況およびキャッシュフローの状況について、株式会社ラストワンマイルの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸收合併後における株式会社ラストワンマイルの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸收合併契約書

株式会社ラストワンマイル（以下「甲」という）と 株式会社ITサポート（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸收合併契約を締結する。

第1条. （吸收合併）

甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という）を行う。

第2条. （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸收合併存続会社（甲）

商号：株式会社ラストワンマイル

住所：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号 アウルタワー3階

（2）吸收合併消滅会社（乙）

商号：株式会社ITサポート

住所：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号 アウルタワー3階

第3条. （効力発生日）

本合併の効力発生日は2022年9月1日とする。但し、合併手続の進行状況その他の事由により変更の必要があるときは、会社法790条に従い、甲乙協議の上で効力発生日を変更できるものとする。

第4条. （簡易合併・略式合併）

- 甲は、会社法796条2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
- 乙は、会社法784条1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第5条. （合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有していることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第6条. （甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併に際して、甲の資本金、資本準備金及び利益剰余金は増加しない。

第7条. （契約解除）

本契約締結日後から第2条の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営の状態に重大な影響が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上で本契約を解除できるものとする。

第8条. （合意管轄）

甲及び乙は、本契約に基づいて、又は関連して紛争が発生した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第9条. （紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として本書を書面又は電磁的に作成し、甲、乙にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施したうえで、双方保有するものとする。

2022年7月15日

甲

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

アウルタワー3階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役 清水 望



乙

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

アウルタワー3階

株式会社ITサポート

代表取締役 工藤 健二

